

大門町土地改良区だより



衣食足りて礼節を知る

題字 烏帽子田 清氏

第29号



施工前



施工後

県営ほ場整備事業 島地区



大門町土地改良区 理事長 齊 藤 高 志

令和6年度の大門町土地改良区だより第29号の発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑の続いた夏が過ぎ、秋の収穫が終わり、冬が到来します。組合員の皆様には、体調管理に十分留意され、健康で希望に満ちた新たな年を迎えて頂きたいと願っております。また、常日頃より大門町土地改良区の運営並びに事業推進に対し、多大なるご理解とご支援を賜りますことに心より感謝申し上げますと共に、今後もこれまで以上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年の1月1日に発生した能登半島地震は、この射水市内にも多大な被害を発生させ、未だにその爪痕を残しております。私自身もこれまでに感じたことのない揺れでありました。「災害は忘れた頃にやってくる」と先人より教えられた言葉を改めて肝に銘じさせられました。何より一日でも早く復興が進み、被災された方々に笑顔が戻ることを心より願っております。

本年度における本土地改良区では、大型ほ場整備事業 島地区の工事が順次進められております。今後とも早期完成に努力して参ります。さらに、県営事業により荒町・宮新田地区の調査が進められており、早ければ令和8年度の採択に向け努力しているところであります。また、新規要望地区として、新田地区に引続き、市井・藤巻地区、若林・竹鼻地区、二口地区の3地区に対する調査の要望をしております。これらの地区の大型ほ場整備事業が、早期に採択されるよう今後とも努力してまいります。

農業を取り巻く環境は厳しい状況であります。組合員の皆様には、ご健康に留意され、希望を持って新年をお迎えされることを切に願ひまして、大門町土地改良区だより発刊のご挨拶といたします。

功 労 者 表 彰

令和6年10月7日（月）

令和6年度射水市農林水産業功労者表彰式が、射水市役所にて行われました。

表彰 山崎 勇さん（総括監事）

長年にわたり、土地改良区の事業運営に尽力し、地域の農業農村の振興に大きく貢献されました。

この度は、受賞おめでとうございます。



第61回通常総代会開催

第61回通常総代会が去る3月28日（木）午後2時より、大門総合会館こぼしホールにおいて、書面での出席者9名を含め、総代46名の出席を得て開催されました。

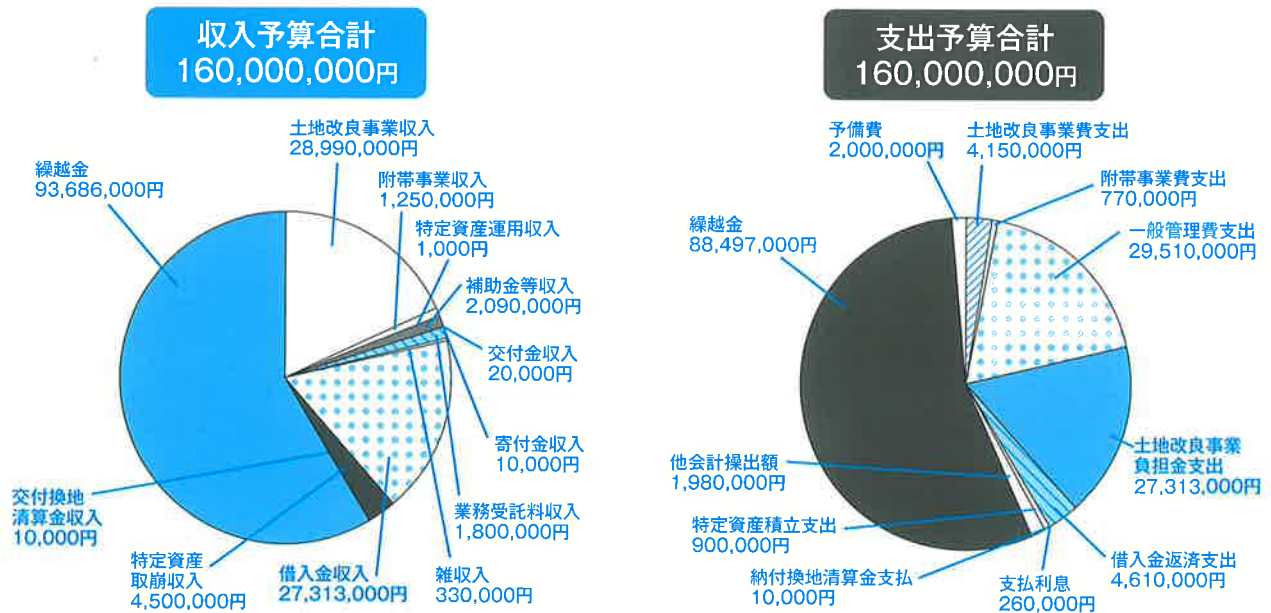
開会にあたり齊藤理事長の挨拶の後、射水市長 夏野元志様、富山県高岡農林振興センター所長 井上靖啓様より祝辞を頂きました。議長に水戸田地区の野谷正実さんを選出し、令和6年度一般会計予算など全8議案の審議がなされ、原案通り可決されました。

提出議案

- 議案第1号 令和6年度事業計画について
- 議案第2号 令和6年度大門町土地改良区一般会計予算について
- 議案第3号 令和6年度大門町土地改良区庄川右岸中部用水調整委員会特別会計予算について
- 議案第4号 令和6年度組合費の賦課及び徴収方法等について
- 議案第5号 令和6年度役員並びに総代等の報酬及び費用弁償について
- 議案第6号 令和6年度金銭預入先金融機関について
- 議案第7号 大門町土地改良区規約の一部変更について
- 議案第8号 大門町土地改良区会計細則の一部変更について



令和6年度 一般会計収支予算



令和6年度 庄川右岸中部用水調整委員会特別会計収支予算

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減 (円)
収入・支出	42,000,000	40,000,000	2,000,000

第62回臨時総代会開催

第62回臨時総代会が去る8月26日（月）午後2時より、大門総合会館こぶしホールにおいて、書面での出席者5名を含め、総代43名の出席を得て開催されました。

開会にあたり齊藤理事長の挨拶の後、櫛田地区の大木敏治さんを議長に選出し、令和5年度一般会計収支決算など全4議案の審議がなされ、原案通り可決されました。

提出議案

- 議案第1号 令和6年度一般会計収支補正予算（第1回）について
- 議案第2号 令和5年度事業報告について
- 議案第3号 令和5年度一般会計収支決算について
- 議案第4号 令和5年度特別会計収支決算について



令和5年度 事業報告

1. 地区及び組合員の状況

- (1) 地区総面積 田：979.04ha 畑：15.94ha
- (2) 組合員数 1,452名

2. 事業の状況

土地改良施設維持管理適正化事業加入状況

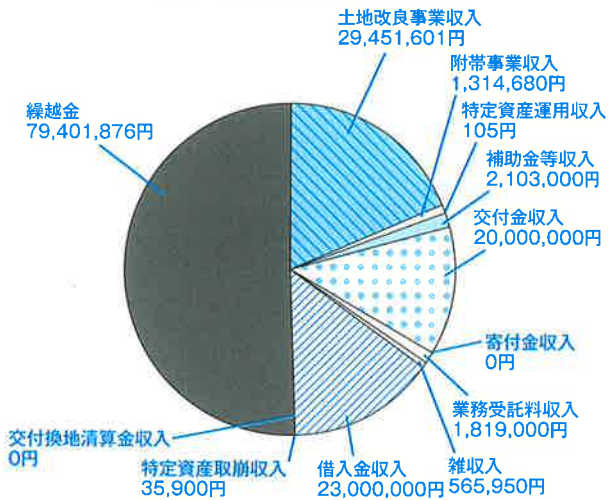
加入年度	地区名	事業費(千円)	実施年度	拠出金（令和4年度）(円)			完了年度
				事業費	事務費	計	
R1	下条排水路	2,600	R3	156,000	6,400	162,400	R5
R2	荒川排水路	6,500	R2	390,000	16,000	406,000	R6
R4	浅井161号用水路	6,500	R4	650,000	26,700	676,700	R6
R4	西願池	20,000	R4～5	800,453	0	800,453	R8

令和5年度 庄川右岸中部用水調整委員会特別会計収支決算

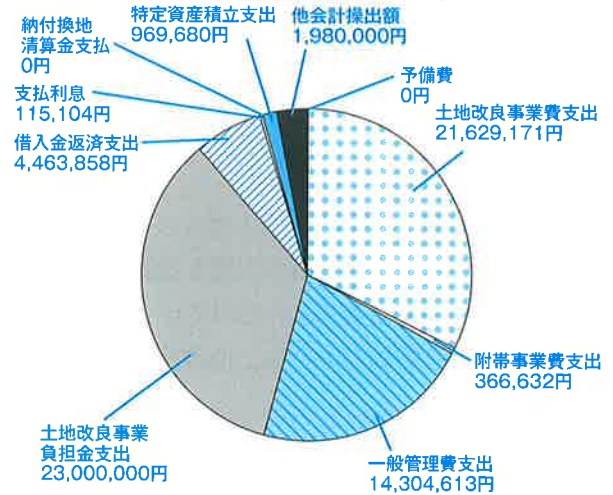
予算額	収支決算額 (円)	支出決算額 (円)	翌年度繰越額 (円)
40,000,000	39,980,510	1,186,851	38,793,659

令和5年度 一般会計収支決算

収入決算合計
157,692,112円



支出決算合計
66,829,058円



収支差引残高
90,863,054円 翌年度へ繰越

令和5年度 財産目録（一般・特別）

資産の部

項 目	金 額 (円)
流動資産 (現金、特定資産など)	129,908,674
固定資産 (所有土地改良施設、土地、建物、備品など)	2,520,441,010
合 計	2,650,349,684

負債の部

項 目	金 額 (円)
流動負債 (未払金、短期借入金など)	6,557,510
固定負債 (長期借入金、積立引当金など)	60,626,051
合 計	67,183,561

主 な 行 事

月 日	内 容
令和5年 4月20日	第1回理事会
7月5日	監事会・監査会
21日	第2回理事会
8月28日	第60回臨時総代会
11月9日	庄川右岸中部用水調整委員会
12月6日	山の谷ため池調整委員会

月 日	内 容
令和6年 1月15日	監事会・監査会
2月22日	第3回理事会
27日	庄川右岸中部用水調整委員会
3月28日	第61回通常総代会

組合員の皆様へお知らせ

◎賦課金について

- 経常賦課金《予定額》（令和7年6月発行・納期6月末日）
 - 運営事務費（高岡市下麻生地区を除く） 田 10 a 当たり 2,000 円、畑 10 a 当たり 500 円
 - 水利費 庄川右岸中部用水受益について 田 10 a 当たり 1,000 円
- 特別賦課金（令和7年11月発行・納期11月末日）

◎賦課金の納付について

金融機関より振込される場合は、振込手数料がかかります。振込手数料は、組合員様のご負担となりますので、口座からの引落をお勧めいたします。

また、口座引落で納入されている方は、通帳記入をもって領収書とかわさせていただいております。領収書が必要な方は、当土地改良区までご連絡ください。

◎組合員の変更があったとき【土地改良法第43条】

- 組合員が亡くなられた場合
- 住所や登録組合員名を変更する場合
- 農地の売買、貸し借り、贈与、交換等で変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

組合員及び引落口座に変更があった場合は、**貯金口座振替依頼書**の提出が新たに必要となります。

◎農地の転用には、転用申請・転用決済金が必要です。【土地改良法第42条2項】

- 転用申請、転用決済金の納付が行われないと、台帳が更新されず、毎年賦課金が掛かります。
- 公共（道路・公園等）用地として転用される場合でも、転用決済金の納付が義務付けられています。
- 公共道路への転用や寄付の申請が忘れられていて、後日問題となる場合が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約の際は、土地改良区への申請、転用決済金の処理について、十分協議し必ず申請してください。

土地改良区への手続きは自己申告です

役所で手続きを行っても、土地改良区の台帳は修正されませんので、ご注意ください。

土地改良施設を他の目的に使用する場合は、申請・承認が必要です！

- 土地改良区が維持管理する、用排水路、農道、ため池等を改築、蓋掛け等、農業以外の目的で使用する場合は、申請・承認が必要です。
- 施設の利用者は承認条件を厳守し、土地改良区に対して不利益な行為や事業に支障となる場合は、その一切の責任を負うこととなります。
- 施設の使用期間は5年です。継続の場合は更新手続きが必要です。
- 無届の施設については、現況復旧することを原則とし、又その間の事故等一切の責任は、土地改良区は関知いたしません。

大門町土地改良区 e-mail アドレス

daimonmatidokai@po11.canet.ne.jp